

保 護 者 様

鳥取県立白兔養護学校長
(公 印 省 略)

令和 7 年度特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書等の提出について (依頼)

このことについて、特別支援教育就学奨励費の受給または辞退の意思確認、支給区分の決定等に必要ですので、下記のとおり手続きについて御案内します。

特別支援教育就学奨励費事務においては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)」によりマイナンバー (個人番号) を利用することが可能となっています。鳥取県でも来年度以降、支給区分決定に必要な所得確認をマイナンバーを利用して行う予定です。マイナンバーの利用が本格的に開始されると、毎年提出いただいていた所得証明書の取得が原則不要となり、保護者の皆様の事務手続きの負担軽減となります。

今年度は、従来通りの所得証明書を用了所得確認と並行して、マイナンバーを利用した所得確認を試行的に行うことになりました。下記のとおり事務室で直接必要書類の提出をお願いします。

また、学校に直接書類を持参される場合は、持参される方の本人確認書類を事務室で提示してください。

なお、事務室の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。

御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 提出いただくもの

(1) 特別支援教育就学奨励費の受給を希望する場合

ア 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書 (兼 委任状) [別紙様式 1]

- ・記入例を参考に記入してください。
- ・調書に記入する保護者氏名と振込口座の口座名義人は同一人としてください。異なる場合は、別途委任状の提出が必要です。

イ 市町村発行の所得課税証明書 (令和 7 年度分) 同一生計世帯全員分

- ・アの収入額・需要額調書に記載された同一生計世帯全員の証明書を取得してください。
- ・各市町村により取得可能時期が異なります。事前に各市町村窓口に取得の可否を御確認ください。
- ・証明書には「社会保険料・生命保険料・地震保険料控除額」及び「保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額」が表示されていることを御確認ください。
- ・生活保護を受けている世帯は、福祉事務所の証明書を添付してください。(所得課税証明書は不要)

ウ 同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙〔別紙様式2〕

- ・ アの収入額・需要額調書に記載された同一生計世帯全員分について記入し、番号確認書類（マイナンバーカード裏面の写し等）を貼付して提出してください。
- ・ 番号確認書類の種類は、別紙を参考にしてください。
- ・ 専業主婦等で収入がない方や、前年の所得を市町村に申告していない方は、マイナンバーを利用して所得情報を把握できないため、事前に市町村窓口で住民税申告をお願いします。

エ 本人確認書類貼付台紙（学校に書類を直接持参する場合は不要）〔別紙様式3〕

- ・ マイナンバー関係書類を直接持参できない場合は、同一世帯全員分の本人確認書類の写しを台紙に貼付けて同封し、簡易書留等の追跡可能な方法で郵送してください。
- ・ 本人確認書類の種類は、別紙を参考にしてください。

(2) 特別支援教育就学奨励費の受給を辞退する場合

ア 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（兼 委任状）

- ・ 保護者氏名、児童生徒氏名を記名し、特記事項欄に「辞退します」と記入して提出してください。
- ・ 辞退の場合、上記（1）イ・ウの所得関係書類の提出は不要です。

2 提出期限

令和7年6月17日（火）

担当： 網川

電話： 0857-59-0585